

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和4年3月31日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P10	第3章 第2節「特定技能2号」 ○3つ目	○ 特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。 なお、令和3年2月19日時点で、「特定技能2号」による外国人の受入れが可能となるのは、「建設分野」と「造船・船用工業分野」の2分野となっています。	○ 特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。
2	P11	第3章 第2節「特定技能2号」 【留意事項】○3つ目	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「建設分野」と「造船・船用工業分野」のみとなっています（令和3年2月19日時点）。	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「建設分野」と「造船・船用工業分野」の2分野となっています（令和4年3月31日時点）。
3	P20	第4章 第1節「特定技能1号」 (5)退去強制令書の円滑な執行への協力	○ 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます（令和3年2月19日時点）。 ・ イラン・イスラム共和国	○ 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます。 ・ イラン・イスラム共和国

		に関するもの 【留意事項】○1つ目		
4	P21	(6)通算在留期間に関するもの 【留意事項】○2つ目	○ 次の場合は通算在留期間に含まれます。 ・失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休暇期間 ・労災による休暇期間 ・再入国許可による出国(みなし再入国許可による出国を含む。)による出国期間 ・「特定技能1号」を有する者が行った在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中(転職を行うためのものに限る。)の特例期間 ・平成31年4月の施行時の特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間	○ 次の場合は通算在留期間に含まれます。 ・失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休暇期間 ・労災による休暇期間 ・再入国許可による出国(みなし再入国許可による出国を含む。)による出国期間 ・「特定技能1号」を有する者が行った在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中(転職を行うためのものに限る。)の特例期間 ・特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間
5	P29	第2節「特定技能2号」 (4)退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの 【留意事項】○1つ目	○ 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます(令和3年2月19日時点)。	○ 退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます。
6	P44	第5章 第1節 第1 (5)派遣先に関するもの 【留意事項】○1つ目	○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから(令和3年2月19日時点)、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。	○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから(令和4年3月31日時点)、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。
7	P45	○7つ目	(新設)	○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね2か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります(同届出については

				後記第7章第1節第1別表項番Iを参照)。
8	P57	<p>第2節 (4)関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 【留意事項】 ○2つ目</p>	<p>○ 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。参考様式第1-23号参照。)の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として欠格事由に該当し得ることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。</p>	<p>○ 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。参考様式第1-23号参照。)の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として欠格事由に該当し得ることとなりますので御注意願います。また、全ての役員が関与しないとして誓約書を提出することはできず、その他に誓約書を提出した役員であっても、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。</p>
9	P61	<p>(6)出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの 【留意事項】</p>	<p>⑫ 労働関係法令違反 外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいいます。例えば、36協定に定めた時間数を超えて長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を講じていない場合、特定技能外国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。</p>	<p>⑫ 労働関係法令違反 外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいいます。外国人の就労活動に関しとは、特定技能所属機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。例えば、36協定に定めた時間数を超えて外国人に長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を外国人に講じていない場合、外</p>

				<p>国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。</p>
10	P67	<p>(12)派遣形態による受入れに関するもの 【確認対象の書類】 ○1つ目 <分野ごとの書類></p>	<p><分野ごとの書類> 派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（令和3年2月19日時点、農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p>	<p><分野ごとの書類> 派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p>
11	P68	<p>【留意事項】 ○4つ目</p>	<p>（新設）</p>	<p>○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね2か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番Iを参照）。</p>
12	P74	<p>第2 (1)中長期在留者の受入れ実績等に関するもの 【留意事項】 ○5つ目</p>	<p>○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度におけ</p>	<p>○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イ</p>

			<p>る「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p>	<p>からヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p> <p>さらに、特定技能所属機関として、1号特定技能外国人を雇用した実績、委託によらず自社支援により指導や助言を含めた相談対応等の義務的な支援を適正に実施した実績については、それぞれ受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人（いわゆる一人親方。個人事業主も同様）については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。</p>
13	P75	○9つ目	(新設)	<p>○ 第1号口に該当するとして基準を満たした場合で、その後、実際に外国人を受け入れるまでに支援責任者又は支援担当者を変更するときには、新たな支援責任者等についても第1号口(又は他の要件)に該当していることが必要です。</p>
14	P77	<p>第5章 第2節 第2(3) 【留意事項】 ○1つ目 ④iv *</p>	(新設)	<p>*生活オリエンテーションの確認書(参考様式第5-8号)を保存してください。</p>
15	P82	<p>第6章 第1節 1号特定技能 外国人支援計画の作</p>	(新設)	<p>○ 1号特定技能外国人の支援の一部の実施を委託する場合において、後記第2節(1)で規定する各支援のうち、特定技能基準省令第3条第1項第1号又「定期的な面談の実</p>

		成 【留意事項】○2つ目		施、行政機関への通報」については第三者への委託が認められません。その内容については、運用要領別冊(支援)を参照してください。
16	P89	第7章 ○3つ目	<p>○ 本章に定める届出は、対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに生じた事由について、届出を行う必要があります。したがって、諸申請前に生じた事由（申請前に支援委託契約を結んだ場合等）については、諸申請時に内容を確認していますので、届出を行う必要はありません。</p> <p>なお、「特定技能」の在留資格に係る上陸・変更許可を受けるまでの間に変更等が生じた場合には、申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。</p>	<p>○ 本章に定める届出は、対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに生じた事由について、届出を行う必要があります。したがって、諸申請前に生じた事由（申請前に支援委託契約を結んだ場合等）については、諸申請時に内容を確認していますので、届出を行う必要はありません。</p> <p>なお、「特定技能」の在留資格に係る上陸・変更許可を受けるまでの間に変更等が生じた場合には、申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。</p> <p>また、「特定技能」の在留資格で在留している間に生じた届出事由については、当該特定技能外国人が既に退職した場合、帰国した場合や他の在留資格へ変更した場合でも届出を行う必要があります。</p>
17	P89	第7章 ○4つ目	<p>○ 本章に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。</p> <p>また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。</p>	<p>○ 本章に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。</p> <p>また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです。</p>
18	P90	第7章 第1節	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照して</p>

		第1 ○1つ目	参照してください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。	ください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。
19	P90	第7章 第1節 第1 ○2つ目	○届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類(変更後の契約の内容等を記載した書面)を提出しなければなりません。 なお、別表の項番及び変更事項欄は、派遣先の変更に関する項目を除き、雇用条件書(参考様式第1-6号)の項目に対応しています。	○届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類(変更後の契約の内容等を記載した書面)を提出しなければなりません。 なお、別表の項番及び変更事項欄は、派遣先の変更・追加に関する項目を除き、雇用条件書(参考様式第1-6号)の項目に対応しています。 また、別表に掲げる変更事項及び特記事項は、あくまでも具体例であり、届出の対象となる変更事項は別表に記載されているものに限りません。
20	P91	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用契約の変更関係) 項番I 特記事項 ・1つ目	・当初の契約よりも期間を短くする場合に届出が必要	①当初の契約よりも期間を短くする場合に届出が必要(来日予定日を延期した、雇用開始予定日以降に在留資格変更許可がなされたなど、当初予定していた雇用開始日が変更することとなった場合であっても、雇用契約期間に変更が生じていない場合は、届出は不要) ②「2.契約の更新の有無」について、「契約の更新はしない」又は「更新する場合があります」から「自動的に更新する」に変更となる場合以外の変更については、届出が必要 ③「2.契約の更新の有無」が、「更新する場合があります」であって、更新の判断基準を変更する場合は、届出が必要
21	P91-P92	第7章 第1節 第1	①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。) ②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)	①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。) 具体例として、

		別表(特定技能雇用契約の変更関係) 項番Ⅱ 特記事項	<p>について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労(作業)場所を追加する場合には届出が必要</p>	<p>・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場合</p> <p>・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合</p> <p>などがあげられる</p> <p>②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)</p> <p>③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労(作業)場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労(作業)場所を追加する場合には届出が必要</p> <p>④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要</p> <p>⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要(なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね2か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要)</p>
22	P92	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用契約の変更関係) 項番Ⅳ 添付書類	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記①の場合></p> <p>・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し(1年単位の変形労働時間の場合)</p> <p><右記②の場合></p> <p>・フルタイムではないことの理由書</p>	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記①②の場合></p> <p>・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し(1年単位の変形労働時間の場合)</p> <p><右記③の場合></p> <p>・フルタイムではないことの理由書</p>
23	P92	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用	<p>①変形労働時間制を採用又は廃止した場合は届出が必要</p> <p>②所定労働がフルタイム(労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働が30時間</p>	<p>①変形労働時間制を採用又は廃止した場合は届出が必要</p> <p>②「3. 所定労働時間数」又は「4. 所定労働日数」を変更する場合は届出が必要</p> <p>③所定労働がフルタイム(労働日数が週5日以上かつ年間</p>

		契約の変更関係) 項番Ⅳ 特記事項	以上)ではなくなった場合に届出が必要	217日以上であって、かつ、週労働が30時間以上)ではなくなった場合に届出が必要(始業時間及び終業時間がそれぞれ変更になった場合でも、所定労働時間等に変更が生じていないのであれば、届出は不要)
24	P92-93	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用 契約の変更関係) 項番Ⅴ 特記事項	・年間合計休日日数を当初の契約より少なくする場合には届出が必要	・年間合計休日日数を当初の契約より少なくする場合には届出が必要(平年かうるう年かによる変更、暦上の日と曜日の対応関係が毎年変わることによる年末年始休暇日数の変更又は法令による祝日の変更に伴う年間合計休日日数の減少は届出不要)
25	P93	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用 契約の変更関係) 項番Ⅵ 特記事項	・当初の契約より休暇日数を増やす場合には届出不要)	①当初の契約より休暇日数を減らす場合には届出が必要(休暇日数を増やす場合には届出は不要) ②「1. 年次有給休暇」の「継続勤務6か月未満の年次有給休暇」又は有給・無給にかかわらず「2. その他の休暇」のいずれかの休暇を廃止する場合は届出が必要
26	P93-P94	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用 契約の変更関係) 項番Ⅶ 特記事項	・当初の契約時の基本賃金を変更する場合には届出が必要	・以下の場合には届出が必要 ①「1. 基本賃金」の額を変更する場合 ②「1. 基本賃金」の支給方法を変更する場合(月給制→日給制、時間給制→月給制等) ③「2. 諸手当」に記載されている手当のいずれかを廃止する場合 ④「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、諸手当の額を減額する場合 ⑤「3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率」を減らす場合 ⑥固定残業代制度の導入又は廃止をする場合

				<p>⑦「6. 賃金支払方法」を「口座振込」から「通貨払」に変更する場合</p> <p>⑧「7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除」について、「無」を「有」に変更する又は「有」を「無」に変更する場合</p> <p>⑨「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、賃金支払時に控除する項目を増やす場合(単に控除項目や控除額が減少した場合は届出不要であるが、控除を廃止した結果、特定技能外国人の実費負担が増加(又は新たに発生)した場合は、届出が必要)</p> <p>⑩「8. 昇給」「9. 賞与」「10. 退職金」について、「有」から「無」に変更する場合(支給時期のみを変更する場合は届出不要)(会社の業績不振等を理由に賞与の支給がなくなった場合において、当初の契約で支給額が定められていたときは、変更が生じたものとして届出が必要)</p> <p>⑪「8. 昇給」の金額を変更する場合</p> <p>⑫「9. 賞与」「10. 退職金」を減額する場合</p> <p>⑬「11. 休業手当」について、「有」から「無」に減らす場合及び支給率を減らす場合</p>
27	P94	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用 契約の変更関係) 項番Ⅸ 添付書類	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記③の場合></p> <p>・特定技能所属機関の労働保険料等納付証明書(未納なし証明)</p>	<p><共通></p> <p>・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)</p> <p><右記③の場合></p> <p>・特定技能所属機関の労働保険関係成立届の写し、労働保険の概算保険料申告書の写し又は労働保険料等納付証明書(未納なし証明)など</p>
28	P94	第7章 第1節 第1 別表(特定技能雇用	<p>①健康保険・厚生年金保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p> <p>②健康保険・厚生年金保険の適用事業所とならなくなった場合に届出が必要</p>	<p>①健康保険・厚生年金保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p> <p>②健康保険・厚生年金保険の適用事業所とならなくなった場合に届出が必要</p>

		契約の変更関係 項番Ⅹ 特記事項	③労働保険の適用事業所となった場合に届出が必要	③労働保険の適用事業所となった場合に届出が必要 ④「3. 初回の定期健康診断」の「(その後 ごとに実施)」 について、1年を超える期間を指定した場合に届出が必要
29	P94	第7章 第1節 第1 【留意事項】 ○2つ目	(新設)	○ 届出書に添付する雇用条件書(参考様式第1-6号)は、変更部分のみ記載してください。 また、特定技能外国人が十分に理解できる言語で記載されており、かつ特定技能外国人が内容を理解した上で署名がなされていることが必要です(この条件が満たされていれば、雇用条件書に代わる任意の書式でも差し支えありません。)
30	P95	第7章 第1節 第2 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。
31	P95-P96	第7章 第1節 第2 【留意事項】 ○4つ目 ○5つ目 ○6つ目	(新設)	○ 一時帰国等を理由に一度雇用契約を終了した場合、たとえ再雇用する予定があったとしても届出が必要になります(在留期限内に再度雇用契約を締結した場合は、下記第3「新たな契約締結の届出」の提出も必要になります。) ○ その他以下の場合には、特定技能雇用契約が終了したとして届出が必要になります。 ・再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けずに出国した場合 ・再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受け出国したが、同許可期限内に再入国しなかった場合 ・「特定技能」以外の在留資格への変更許可を受けた場

				<p>合(引き続き雇用する場合も含む)</p> <p>○ 企業の合併、分割などに伴い特定技能所属機関が変更になった場合、届出は不要です(別途、在留資格変更許可申請が必要です。)が、合併、分割前に特定技能外国人が自発的に離職した又は解雇された場合は届出が必要です(下記第4節の「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」も必要です。)</p>
32	P96	第7章 第1節 第3 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>
33	P97	第7章 第2節 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。)した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>
34	P98	第7章 第2節 ○2つ目	<p>○ 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類(変更後の計画の内容等を記載した書面)を提出しなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)の項</p>	<p>○ 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類(変更後の計画の内容等を記載した書面)を提出しなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)の項目に対</p>

			目に対応しています。	応しています。 また、別表に掲げる変更事項及び特記事項は、あくまでも具体例であり、届出の対象となる変更事項は別表に記載されているものに限られません。
35	P98	第7章 第2節 別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係） 項番Ⅱ 添付書類	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <p><右記①及び②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能基準省令第2条第1項第1号イに該当しない場合は支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号） 	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
36	P98	第7章 第2節 別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係） 項番Ⅱ 特記事項	<p>①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要（②に該当する場合を除く。）</p> <p>④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p>	<p>①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要（②に該当する場合を除く。）</p> <p>④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>⑤支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によって「支援の中立性を確保していることの有無」欄に変更が生じた場合は、届出が必要</p>
37	P98-P99	第7章 第2節 別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係） 項番Ⅲ 添付書類	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <p><右記①及び②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号） ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号） 	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <p><右記①及び②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号） ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号） <p><右記⑦の場合></p>

			<p><右記⑥の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） <p><右記⑥の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） <p><右記⑥の場合で、特定技能所属機関が特定技能基準省令第2条第2項第1号イに該当しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）及び支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号） ・特定技能基準省令第2条第2項第1号ハに該当することを証明する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）
38	P98-P99	第7章 第2節 別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係） 項番Ⅲ 特記事項	<p>①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要</p> <p>④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>⑤新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は届出が必要</p> <p>⑥登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能所属機関が支援を行う場合は届出が必要</p>	<p>①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要</p> <p>④支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によって「支援の適正性を確保していることの有無」欄に変更が生じた場合は、届出が必要</p> <p>⑤支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>⑥新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は届出が必要</p> <p>⑦登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能所属機関が支援を行う場合は届出が必要</p>
39	P99	第7章 第2節 別表（1号特定技能外国人支援計画の変更関係）	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関が支援業務の全部を実施している場 	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関が支援業務の全部を実施している場合は支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）

		項番Ⅳ 添付書類	合又は特定技能所属機関が特定技能基準省令第2条第2項第1項イに該当しない場合は支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号又は2-6号）	
40	P99	第7章 第2節 【留意事項】 ○2つ目	○ 添付する1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）については、変更部分のみを記載してください。	○ 添付する1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）については、変更部分のみを記載してください。また、添付する支援計画書は、変更部分を含む一部のみで差し支えありません。
41	P99-P100	第7章 第2節 【留意事項】 ○3つ目	（新設）	○ 以下の場合は支援計画書の内容に変更が生じることから、支援計画変更に係る届出が必要になります（同じく「登録支援機関との委託契約に関する届出」も必要になります。詳細については下記第3節を参照してください。）。 ・自ら支援を実施する特定技能所属機関が新たに登録支援機関と支援実施に係る委託契約を締結した場合 ・支援を委託する登録支援機関を変更した場合 ・登録支援機関との委託契約を終了し特定技能所属機関自ら支援を実施する場合
42	P100	第7章 第3節 第1 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。

43	P101	第7章 第3節 第2 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には、当該契約の締結日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>なお、別表の項番及び変更事項欄は、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。</p>
44	P103	第7章 第3節 第3 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該変更日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>
45	P103	第7章 第3節 第3 【留意事項】 ○1つ目	<p>○ 登録支援機関との契約を終了した場合には、特定技能所属機関自らが1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関する基準（第5章第2節第2を参照）に適合するか、別の登録支援機関との委託契約を締結しなければ、1号特定技能外国人の受入れができないこととなりますので留意願います。</p>	<p>○ 登録支援機関との支援委託契約を終了した場合には、特定技能所属機関自らが1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関する基準（第5章第2節第2を参照）に適合するか、別の登録支援機関との委託契約を締結しなければ、1号特定技能外国人の受入れができないこととなりますので留意願います。</p>
46	P103	第7章 第3節 第3 【留意事項】	(新設)	<p>○ 特定技能外国人が退職したことによって、当該特定技能外国人に対する支援実施に係る委託契約が終了する場合、たとえ、他の特定技能外国人に対する支援実施について引き続き登録支援機関との委託関係が存続する</p>

		○3つ目		場合であっても、委託契約終了の届出が必要になります。
47	P104	第7章 第4節 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>① 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 ② 特定技能外国人の現状 ③ 特定技能外国人としての活動の継続のための措置</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>① 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 ② 特定技能外国人の現状 ③ 特定技能外国人としての活動の継続のための措置</p>
48	P104	第7章 第4節 【確認対象の書類】 ・2つ目	(新設)	・受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書(参考様式第5-11号)
49	P104	第7章 第4節 【留意事項】 ○1つ目	<p>○ 「受入れが困難となった場合」とは、経営上の都合（非自発的離職）、特定技能所属機関の基準不適合、法人の解散、個人事業主の死亡、特定技能外国人の死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）、自己都合退職等をいいます。また、特定技能外国人について上記のような事由が発生し、14日以上にわたって活動する見込みが立たない場合には届出を行ってください。</p>	<p>○ 「受入れが困難となった場合」とは、経営上の都合（非自発的離職）、特定技能所属機関の基準不適合、法人の解散、個人事業主の死亡、特定技能外国人の死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）、自己都合退職、「特定技能」以外の在留資格へ変更した場合（引き続き雇用する場合を含む）等をいいます。</p>

50	P104	第7章 第4節 【留意事項】 ○2つ目	○ 特定技能外国人が受入れ中に死亡した場合には、労働基準監督署、警察に届け出るなど適切な対応を行ってください。	○ 特定技能外国人が受入れ中に死亡した場合や労働災害が発生した場合には、労働基準監督署、警察に届け出るなど適切な対応を行ってください。
51	P104-P105	第7章 第4節 【留意事項】 ○4つ目	○ 特定技能所属機関の事業上・経営上の都合や欠格事由に該当する場合のほか、特定技能所属機関と特定技能外国人との諸問題により、受入れが継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合には、特定技能の活動の継続が不可能となった事実とその対応策を届け出ることが求められます。また、特定技能外国人が特定技能の活動を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。活動継続の希望を持っている場合には、ハローワークや民間の職業紹介事業者の事務所へ案内するなどの転職の支援を行うなどの必要な措置を講じなければなりません。なお、特定技能外国人が特定技能雇用契約の満了前に途中で帰国することとなる場合には、特定技能外国人に対し、意に反して特定技能の活動を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、特定技能外国人の帰国が決定した時点で帰国前に地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。	○ 特定技能所属機関の事業上・経営上の都合や欠格事由に該当する場合のほか、特定技能所属機関と特定技能外国人との諸問題により、受入れが継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合には、特定技能の活動の継続が不可能となった事実とその対応策を届け出ることが求められます。また、特定技能外国人が特定技能の活動を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。活動継続の希望を持っている場合には、ハローワークや民間の職業紹介事業者の事務所へ案内するなどの転職の支援を行うなどの必要な措置を講じなければなりません。なお、特定技能外国人が特定技能雇用契約の満了前に途中で帰国することとなる場合には、特定技能外国人に対し、意に反して特定技能の活動を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行う必要があります。
52	P105	第7章 第4節 【留意事項】 ○5つ目	○ 特定技能外国人が行方不明となった場合についても、特定技能の活動を行わせることが困難となった場合に該当することから、地方出入国在留管理局への受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）の提出が必要となります。なお、失踪した特定技能外国人については、入管法上の在留資格の取消	○ 特定技能外国人が行方不明となった場合についても、特定技能の活動を行わせることが困難となった場合に該当することから、地方出入国在留管理局への受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）の提出が必要となります。

			<p>手続の対象となり得ます。</p>	
53	P105-P106	<p>第7章 第4節 【留意事項】 ○6つ目 ○7つ目 ○8つ目 ○9つ目</p>	<p>(新設)</p>	<p>○ 特定技能外国人が、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けずに出国した場合又は再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受け出国したが同許可期限内に再入国しなかった場合、その時点で在留カードが失効します。それに伴い、特定技能雇用契約も終了するため、受入れ困難の届出と雇用契約終了の届出(詳細は前記第1節第2を御確認ください。)が必要になります。</p> <p>なお、事前に再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けずに出国すること、又は再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合は、その時点で先に受入れ困難の届出を行ってください。</p> <p>○ 一部の分野において、特定技能所属機関は分野別協議会へ入会することが求められていますが、分野別協議会への入会が拒否された場合、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。</p> <p>○ 企業の合併、分割などに伴い特定技能所属機関が変更になる場合、届出は不要です(別途、在留資格変更許可申請が必要です。)が、合併、分割前に特定技能外国人が自発的に離職する又は特定技能外国人を解雇する場合は、それらが判明した時点で届出が必要です(実際に離職又は解雇された場合は、前記第1節第2の「契約終了の届出」も必要になります。)</p> <p>○ 添付する説明書には、以下を具体的に記載してください。 ・届出に至った経緯(特定技能外国人から特定技能雇用契</p>

				<p>約の終了に係る申出があったとする場合はその事情を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none">・転職に係る支援を行う場合はその内容・帰国に係る支援を行う場合は帰国予定日及び航空券の手配状況・特定技能外国人の連絡先となる電話番号(特定技能外国人自身が携帯電話契約をしていない場合でも、他に連絡を取ることが可能な電話番号がある場合は当該番号)・特定技能外国人の法的保護を図るための情報提供実施の有無 <p>※ 情報の例としては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ハローワーク等を利用して転職先を探すことが可能であること・転職する場合には在留資格変更許可申請が必要であること・転居した場合、14日以内に市町村に届け出る必要があること・在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく稼働した場合、在留資格の取消しや退去強制の対象となること・正当な理由なく特定技能外国人としての活動を行わずに3か月以上在留している場合、在留資格の取消しの対象となること・特定技能1号の在留資格で在留できる期間は5年が限度であり、転職活動等を行う期間や一時帰国の期間も5年に含まれること・特定技能外国人本人も、雇用契約終了について、14日以内に入出国在留管理庁に届け出る必要があること
--	--	--	--	---

54	P106	第7章 第5節 ○1つ目	○ 特定技能所属機関は、雇用する特定技能外国人について、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該不正行為を認知した旨及び当該不正行為の発生時期、認知時期、当該不正行為等への対応並びに当該不正行為等の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。	○ 特定技能所属機関は、雇用する特定技能外国人について、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該不正行為を認知した旨及び当該不正行為の発生時期、認知時期、当該不正行為等への対応並びに当該不正行為等の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。
55	P106-P107	第7章 第5節 ○2つ目	○ 特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、本件届出ではなく、特定技能所属機関の定期届出のうち、活動状況に係る届出書（参考様式3-8号）の項番10「その他の適格性に関すること」に記載のとおり、理由書（任意書式）や疎明資料を添付して提出してください。	○ 特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、本件届出ではなく、特定技能所属機関の定期届出のうち、活動状況に係る届出書（参考様式3-6号）の項番11「その他の適格性に関すること」に記載のとおり、理由書（任意書式）や疎明資料を添付して提出してください。
56	P107	第7章 第6節 タイトル	第6節 特定技能外国人の受入れ状況に関する届出	第6節 特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出
57	P107	第7章 第6節 【関係規定】 法第19条の18	2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。 一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項	2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。 一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項 三 前2号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管

				理に必要なものとして法務省令で定める事項
58	P107-P108	第7章 第6節 【関係規定】 施行規則第19条の18	<p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数</p> <p>二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた日数、活動の場所及び従事した業務の内容</p> <p>四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第12項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先及び船員職業安定法第6条第15項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。</p> <p>5 法第19条の18第2項の届出は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」</p>	<p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数</p> <p>二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた日数、活動の場所及び従事した業務の内容</p> <p>四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第12項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先及び船員職業安定法第6条第15項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつて比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がいない場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口</p>

			<p>という。) ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。</p>	<p>座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。)</p> <p>二 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別</p> <p>三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況</p> <p>四 特定技能外国人の安全衛生に関する状況</p> <p>五 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳</p> <p>3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。</p> <p>5 法第19条の18第2項の届出は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。</p>
59	P108	第7章 第6節 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出して届出を行わなければならない。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければならない。</p>

60	P108	第7章 第6節 ○2つ目	<p>○ 届出事項は次のとおりとなっています。</p> <p>① 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数</p> <p>② 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>③ 届出に係る特定技能外国人が「特定技能」の活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容</p> <p>④ 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者として業務に従事した場合にあっては、派遣先の氏名又は名称及び住所</p>	(削除)
61	P108-P109	第7章 第6節 ○3つ目	(新設)	<p>○ 一時帰国等により届出対象となる四半期中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。</p> <p>現時点で既に退職している場合であっても、届出対象となる四半期中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p>
62	P109	第7章 第6節 ○4つ目	(新設)	<p>○ 届出事項は次のとおりとなっています。</p> <p>① 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数</p> <p>② 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>③ 届出に係る特定技能外国人が「特定技能」の活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容</p> <p>④ 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者として業務に従事した場合にあっては、派遣先の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑤ 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員(当該従業員がいない場合は、当該外国人と同一の業務に従事する従業員)</p>

				<p>員)に対する報酬の支払状況(当該外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額を含む。)</p> <p>⑥ 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別</p> <p>⑦ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況</p> <p>⑧ 特定技能外国人の安全衛生に関する状況</p> <p>⑨ 特定技能外国人の受入に要した費用の額及びその内訳(届出対象期間中に新たに特定技能外国人を受け入れた場合のみ)</p>
63	P109	第7章 第6節 【確認対象の書類】 ・1つ目	・受入れ状況に係る届出書(参考様式第3-6号)	・受入れ・活動状況に係る届出書(参考様式第3-6号)
64	P109	第7章 第6節 【確認対象の書類】 ・2つ目	(新設)	・特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況(参考様式第3-6号別紙)
65	P109	第7章 第6節 【留意事項】 ○1つ目	○ 本届出は、届出期間が同一の、支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3-8号)と同時に行ってください。	○ 本届出は、届出期間が同一の、支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)と同時に行ってください。ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、支援実施状況に係る届出書(参考様式第3-7号)は不要です。

66	P109-P110	第7章 第6節 【留意事項】 ○2つ目 から ○8つ目	(新設)	<p>○ 「報酬の支払状況」を記載した書類として、特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況(参考様式第3-6号別紙)及び基本賃金、残業代等諸手当の支給額、控除額、労働時間、労働日数が分かる賃金台帳の写しを添付してください。</p> <p>なお、特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした日本人労働者の賃金台帳の写しについては、個人情報保護の観点から、氏名や生年月日などについては、黒塗りするなどして個人が特定できない状態で届出書に添付してください。在留諸申請時に、比較対象となる者がいないとして「特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)」を提出した場合は、「比較対象となる日本人労働者がいない」にチェックをした上で、比較対象者の賃金台帳の写し等の添付は省略して差し支えありませんが、特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写しの提出が必要です。</p> <p>また、比較対象とした日本人労働者が変更となっている場合は、特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)に記載の上、賃金台帳の写し等を添付してください。</p> <p>○ 「特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額」を記載した書類として、次の資料を添付してください。</p> <p>* 報酬の支払方法を「口座振込」とした場合 添付不要。ただし、特定技能外国人の指定する預金口座等への振込明細書を「特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳」に係る添付書類として、特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつしてください。</p> <p>* 報酬の支払方法を「通貨払」とした場合</p>
----	-----------	--	------	--

・報酬支払証明書(参考様式第5-7号)

○ 参考様式第3-6号別紙(特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況)に記載する金額は、届出対象となる該当月に、特定技能外国人に実際に支払われた金額を記載してください。ただし、就労を開始した月に特定技能としての活動に対する反対給付がない場合(例:1月15日就労開始、月末締め、翌月10日払いにおける1月期の給付額)は、斜線又は取消し線を記入してください。

なお、「技能実習」、「特定活動」等の在留資格で雇用していた方が引き続き特定技能外国人として雇用される場合で、当該他の在留資格としての活動と特定技能外国人としての活動に対する給付をそれぞれ算出することが困難である場合は、合算した金額を記載していただいて差し支えありません。

○ 特定技能外国人に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続を行っていない場合は、当該特定技能外国人の身分事項及び被保険者資格取得手続が未了である理由について、理由書(任意様式)を本届出書(参考様式第3-6号)とともに提出しなければなりません。

○ 特定技能外国人又は特定技能所属機関に関する保険料又は税の納付を行っていない場合は、当該納付を行っていない保険料の種類又は税目(特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び納付を行っていない理由を含む。)を記載した理由書(任意様式)を本届出書(参考様式第3-6号)とともに提出しなければなりません。

○ 雇用する特定技能外国人の労働安全衛生法の規定に違反する行為があったとして労働基準監督官からは是正勸

				<p>告を受けた場合は、その都度、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行った場合の届出(詳細については、前記第5節を参照してください。)を行わなければなりません。本届出書(参考様式第3-6号)にも届出期間の状況を記載しなければなりません。</p> <p>○ 10 欄の「受入れに要した費用」欄のうち、「② 受入れの準備に要した費用」欄については、届出の対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関し、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担した額について、名目を問わず、受入れに要した費用を記載してください。</p> <p>○ その他の適格性に関することについては、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から特定技能所属機関に対して指導があった場合等、適格性に関することについて、理由書(任意書式)や疎明資料を添付してください。</p>
67	P111	第7章 第7節 ○1つ目	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に支援の実施状況を記載した書類及び適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に支援の実施状況を記載した書類及び適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出するが出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>
68	P111	第7章 第7節 ○2つ目	<p>○ ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。</p>	<p>○ ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。</p> <p>その場合、登録支援機関から支援実施状況に関する届出書(参考様式第4-3号)が提出される必要があります。</p>

				す。
69	P111	第7章 第7節 ○3つ目	(新設)	○ 下記に掲げる四半期の途中で、特定技能所属機関から登録支援機関に支援実施の全部を委託した場合は、委託契約締結までの間における支援実施状況について登録支援機関に引き継ぎ、当該登録支援機関が支援実施状況に関する届出(参考様式第4-3号)を提出してください。登録支援機関との委託契約を終了し、特定技能所属機関による支援に切り替えた場合も、同様に引継ぎを受けた特定技能所属機関が支援実施状況に関する届出書(参考様式第3-7号)を提出してください。
70	P112	第7章 第7節 ○5つ目	(新設)	○ 一時帰国等により届出対象となる四半期中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。 現時点で既に退職している場合であっても、届出対象となる四半期中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。
71	P112	第7章 第7節 【留意事項】 ○1つ目	(新設)	○ 届出の対象となる特定技能外国人が複数人存在する場合、原則として、それぞれの特定技能外国人ごとに届出書を作成・提出する必要がありますが、支援実施状況が全く同じ場合に限り、参考様式第3-7号(別紙)を使用して届出書一部にまとめて提出しても差し支えありません(支援実施状況が異なる特定技能外国人について、一つの届出書にまとめることはできません。)
72	P112	第7章 第7節 【留意事項】 ○2つ目	(新設)	○ 生活オリエンテーションを実施した場合は、生活オリエンテーション確認書(参考様式第5-8号)を作成し(特定技能外国人の署名が必要です。)、保存してください。届出書に添付して提出する必要はありません。

73	P112	第7章 第7節 【留意事項】 ○5つ目	○ 定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。	○ 定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。 また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3-5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。
74	P113	第7章 第8節 全て		（第8節を削除）
75	P118	第9章 第1節 第2 (1)登録の申請 ○3つ目	（新設）	○ 原則として、初回の登録申請は、支援業務開始予定日の2か月前までに、更新申請は、登録の有効期間の満了日の2か月前までに地方出入国在留管理局に行ってください。特に更新申請の場合には、登録の有効期間の満了日の間際とならないよう、あらかじめ余裕を持って行っていただく必要があります。
76	P118	【留意事項】 ○1つ目	○ 原則として、初回の登録申請は、支援業務開始予定日の2か月前までに、更新申請は、登録の有効期間の満了日の2か月前までに地方出入国在留管理局に行ってください。	（削除）
77	P122	第3 登録拒否事由 (1)関係法律による刑罰を受けたことによる	○ 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関し	○ 役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写

		拒否事由 【留意事項】 ○2つ目	ては、住民票の写しに代えて、誓約書（1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている登録拒否事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第2-7号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、登録拒否事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として登録拒否事由に該当し得ることとなりますので注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。	しに代えて、誓約書（1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている登録拒否事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第2-7号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、登録拒否事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として登録拒否事由に該当し得ることとなりますので注意願います。また、 全ての役員が1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しないとして誓約書を提出することはできないほか、誓約書を提出した役員であっても、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。
78	P126	(3) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由 【留意事項】 ○1つ目	⑧ 労働関係法令違反（同表リ） 登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。	⑧ 労働関係法令違反（同表リ） 登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。 外国人の就労活動に関しは、登録支援機関による当該違反行為の対象者が外国人である場合をいい、当該違反行為により1号特定技能外国人支援計画の適正な履行を確保できないと判断されるときに該当します。
79	P131-P132	(8) 中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由 【留意事項】	○ 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格	○ 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長

		○2つ目	<p>に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p>	<p>期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p> <p>さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から1号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人(いわゆる一人親方。個人事業主も同様)については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。</p>
80	P132	○3つ目	○ 第3号口に関し、「各種の相談業務に従事した経験」とは、主に在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出す	○ 第3号口に関し、「各種の相談業務に従事した経験」とは、主に在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書類の作成

			<p>る書類の作成や手続に関する相談が想定されますが、件数を限定するものではありません。これは、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業として」行ったものとはいえません。</p>	<p>や手続に関する相談が想定されます。相談業務の件数を限定するものではありませんが、通常、上記のように「各種」といえるほどの幅広い相談を行った経験が求められます。また、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業として」行ったものとはいえません。</p> <p>他方で、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士などのいわゆる士業者やこれらの者で構成される法人等（法人の設立根拠法令により支援業務を行うことができるか否かは当該法令を所管する省庁等にお問い合わせください。）の者については、有している知見に基づいて業として行った相談業務について、件数や幅にかかわらず「各種の相談業務に従事した経験」と評価することができます。</p>
81	P133	○7つ目	(新設)	○ 第3号ハに該当するとして基準を満たした場合で、その後、実際に特定技能所属機関を支援するまでに支援責任者又は支援担当者を変更するときには、新たな支援責任者等について第3号ハ(又は他の要件)に該当していることが必要です。
82	P136	<p>第9章 第1節 第3(10) 【留意事項】 ○1つ目 ④iv *</p>	(新設)	* 生活オリエンテーションの確認書(参考様式第5-8号)を保存してください。
83	P140	第9章	○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料	○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を

		第2節 ○1つ目	<p>を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。</p> <p>また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。</p>	<p>地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。</p> <p>また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。</p>
84	P140	第9章 第2節 第1 ○1つ目	<p>○ 登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項に変更があったときは、登録事項変更に関する届出書（入管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29号の16様式」という。）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。</p>	<p>○ 登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項（次の別表の「変更事項」欄に掲げる事項）に変更があったときは、登録事項変更に関する届出書（入管法施行規則別記第29号の16様式。以下「別記第29号の16様式」という。）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>
85	P140	第9章 第2節 第1 ○2つ目	<p>○ 変更届出をしようとする場合にあっては、変更の日から14日以内に届出を行うことが必要です。届出をするに際しては、次の別表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。</p>	<p>○ 変更届出をしようとする場合にあっては、変更の日から14日以内に届出を行うことが必要です。届出をする際は、次の別表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます（電子届出システムを使用する場合は、該当する書類の電子データを添付してください。）。</p>
86	P141-P142	第9章 第2節 第1 別表 「支援を行う事務所の所在地」	<p>・支援を行う事務所の名称を変更する場合には、変更事項を「支援業務を行う事務所の所在地」として届出が必要。</p>	<p>・支援を行う事務所の名称を変更する場合には、変更事項を「支援業務を行う事務所」として届出が必要。</p>

		特記事項 ・1つ目		
87	P142	第9章 第2節 第1 別表 「支援業務の内容及 び実施方法」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）	支援業務の内容及び実施方法の変更点についての説明文 書
88	P142	第9章 第2節 第1 別表 「支援業務の内容及 び実施方法」 特記事項	・添付の登録支援機関概要書（参考様式第2-2号） には、該当する変更部分のみを記載すること。	（削除）
89	P142	第9章 第2節 第1 【留意事項】 ○2つ目	○ 添付する登録支援機関概要書については、変更部 分のみを記載し、当該変更部分に英語表記欄がある 場合には、英語表記についても必ず記載してくださ い。	○ 添付する登録支援機関概要書については、変更部分 のみを記載し、当該変更部分に英語表記欄がある場合 には、英語表記についても必ず記載してください。また、添 付する登録支援機関概要書は、変更部分を含む一部の みで差し支えありません。
90	P142-P143	第9章 第2節 第1 【留意事項】 ○3つ目 ○4つ目	（新設）	○ 登録支援機関所属の「支援責任者」又は「支援担当 者」が変更になった場合、当該届出は不要ですが、変更 前の「支援責任者」又は「支援担当者」が実際に特定技 能外国人への支援実施業務に従事していた場合は、特 定技能外国人の支援計画書に変更が生じるため、特定 技能所属機関が第7章第2節に規定する「1号特定技能 外国人支援計画に関する届出」を行う必要があります。 ○ 支援業務の内容及び実施方法を変更する場合、説明

				文書に代えて、登録支援機関登録申請書(入管法施行規則別記第29号の15様式)の「3 支援業務の内容及び実施方法に関する事項」の部分引用した上、該当する変更部分のみ記載して添付することとして差し支えありません。
91	P143	第9章 第2節 第3 ○1つ目	○ 登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、支援業務の休止又は廃止に係る届出書(参考様式第4-1号)を登録支援機関の住所(本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。	○ 登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、支援業務の休止又は廃止に係る届出書(参考様式第4-1号)を登録支援機関の住所(本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局に提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。
92	P144	第9章 第2節 第3 ○2つ目	○ 支援業務を休廃止しようとする場合であって、特定技能所属機関から委託を受けて支援中であるときは、1号特定技能外国人に対する支援への影響がないよう特定技能所属機関と事前に相談の上、対応してください。	○ 支援業務を休廃止しようとする場合であって、特定技能所属機関から委託を受けて支援中であるときは、1号特定技能外国人に対する支援への影響がないよう特定技能所属機関と事前に相談の上、対応してください。 支援業務を休廃止する場合、特定技能所属機関は自ら支援を実施するか、別の登録支援機関と支援委託契約を締結して(詳細については、第7章第3節を参照してください。)、特定技能外国人への支援を継続させる必要があります。
93	P145	第9章 第2節 第4 ○1つ目	○ 登録支援機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、支援委託契約の相手方(特定技能所属機関)の住所を管轄する地方出入国在留管理局に支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。	○ 登録支援機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、支援委託契約の相手方(特定技能所属機関)の住所を管轄する地方出入国在留管理局に支援業務の実施状況等を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。
94	P145	第9章 第2節 第4	(新設)	○ 生活オリエンテーションを実施した場合は、生活オリエンテーション確認書(参考様式第5-8号)を作成し(特定技能外国人の署名が必要です。)、保存してください。届

		【留意事項】 ○2つ目		出書に添付して提出する必要はありません。
95	P146	第9章 第2節 第4 【留意事項】 ○6つ目	(新設)	○ 届出の対象となる特定技能外国人が複数人存在する場合、原則として、それぞれの特定技能外国人ごとに届出書を作成・提出する必要がありますが、支援実施状況が全く同じ場合に限り、参考様式第4-3号(別紙)を使用して届出書一部にまとめて提出しても差し支えありません(支援実施状況が異なる特定技能外国人について、一つの届出書にまとめることはできません。)
96	参考様式 第1-5号		(略) 本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」又は「特定技能2号」により本邦に入国して、特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める技能を要する業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。 雇用条件書に記載の雇用契約期間(雇用契約の始期と終期)は、乙の入国日が入国予定日と相違した場合には、実際の入国日に伴って変更されるものとする。 (略)	(略) 本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」若しくは「特定技能2号」により本邦に入国して、又は同在留資格への変更等を受けて、特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める技能を要する業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。 雇用条件書に記載の雇用契約期間(雇用契約の始期と終期)は、実際の入国日又は許可日に伴って変更されるものとする。 (略)
97	参考様式 第1-17号	9 定期的な面談の実施・行政機関への通報	支援担当者又は委託を受けた実施担当者	支援責任者又は支援担当者 ※b欄及び自由記入欄については、委託を受けた実施担当者も可
98		(注意) 6	6 IV欄1から9までの「支援担当者又は委託を受けた支援実施者」欄は、特定技能所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援担当者を	6 IV欄1から8までの「支援担当者又は委託を受けた支援実施者」欄は、特定技能所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援担当者を支援項目ごとに氏名

			<p>支援項目ごとに氏名及び括弧内に役職を記載し、特定技能所属機関から委託の一部を受けた第三者が支援を実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。</p>	<p>及び括弧内に役職を記載し、特定技能所属機関から委託の一部を受けた第三者が支援を実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。</p> <p>なお、IV欄9の「支援責任者又は支援担当者」欄は、特定技能所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援責任者又は支援担当者の氏名及び括弧内に役職を記載し、このうちb欄及び自由記入欄については同欄の支援を、特定技能所属機関から委託の一部を受けた第三者が支援を実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。</p>
99	参考様式第3-7号	<p>支援実施状況に係る届出書 3「支援実施状況」 ④「生活オリエンテーション」</p>	<p>※ 実施の場合は、生活オリエンテーションの確認書を添付すること。</p>	(削除)
100	参考様式第3-7号	<p>支援実施状況に係る届出書 (注意)</p>	<p>5 3欄④は、生活オリエンテーションの確認書(参考様式第5-8号)を添付すること。</p> <p>6 3欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。</p> <p>7 3欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。</p> <p>8 3欄⑩は、定期面談報告書(参考様式第5-5号</p>	<p>5 3欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。</p> <p>6 3欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。</p> <p>7 3欄⑩は、定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5-6号)を添付すること。</p>

			及び5-6号)を添付すること。	
101	参考様式第4-3号	支援実施状況に係る届出書 4「支援実施状況」 ④「生活オリエンテーション」	※ 実施の場合は、生活オリエンテーションの確認書を添付すること。	(削除)
102	参考様式第4-3号	支援実施状況に係る届出書 (注意)	<p>5 3欄④は、生活オリエンテーションの確認書(参考様式第5-8号)を添付すること。</p> <p>6 4欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。</p> <p>7 4欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。</p> <p>8 4欄⑩は、定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5-6号)を添付すること。</p> <p>9 5欄は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。</p> <p>10 6欄②は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人(本届出書の「3 特定技能外国人」欄に記載した者に限られない。)について記載すること。</p> <p>11 7欄は、届出期間内に登録支援機関に行政機関が</p>	<p>5 4欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。</p> <p>6 4欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。</p> <p>7 4欄⑩は、定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5-6号)を添付すること。</p> <p>8 5欄は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。</p> <p>9 6欄②は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人(本届出書の「3 特定技能外国人」欄に記載した者に限られない。)について記載すること。</p> <p>10 7欄は、届出期間内に登録支援機関に行政機関からの指導があった場合等、登録支援機関の適格性に関して、その内容及びその対応の詳細を記載し、立証資料を添付</p>

			らの指導があった場合等，登録支援機関の適格性に関して，その内容及びその対応の詳細を記載し，立証資料を添付すること。	すること。																																																																																						
103	参考様式第3-8号	活動状況に係る届出書		(廃止)※参考様式第3-6号に統合																																																																																						
104	参考様式第3-8号別紙	特定技能外国人に対する報酬の支払状況		(廃止)※参考様式第3-6号に統合																																																																																						
105	参考様式第3-6号	受入れ・活動状況に係る届出書	<p>(廃止) (旧) 受入状況に係る届出書 (参考様式第3-6号)</p> <p>参考様式第3-6号</p> <p style="text-align: center;">受 入 れ 状 況 に 係 る 届 出 書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">特定技能所属機関の氏名又は名称 _____ 作成責任者の氏名 _____ 電話番号 _____ ※</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号の規定により，下記のとおり特定技能外国人の受入れ状況等について届け出ます。</p> <p>(届出の対象期間： 年 第 四半期)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">氏名 国籍・地域</th> <th rowspan="2">生年月日(性別) 在留カード番号</th> <th rowspan="2">住所地</th> <th colspan="3">特定技能外国人の活動状況</th> <th rowspan="2">派遣先の氏名又は名称及び所在地</th> </tr> <tr> <th>活動(就労)場所</th> <th>活動(業務)内容</th> <th>活動日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">氏名 国籍・地域</th> <th rowspan="2">生年月日(性別) 在留カード番号</th> <th rowspan="2">住所地</th> <th colspan="3">特定技能外国人の活動状況</th> <th rowspan="2">派遣先の氏名又は名称及び所在地</th> </tr> <tr> <th>活動(就労)場所</th> <th>活動(業務)内容</th> <th>活動日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">(氏名) _____ (国籍・地域)</td> <td rowspan="2">(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)</td> <td rowspan="2">〒 -</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> <td>月 日</td> <td rowspan="2">□ 変更なし □ 変更あり</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本届出は，届出期間中の在籍者について記載し，届出期間中に受入れを終了した者については受入れ終了までの事項を記載すること。 「届出の対象期間」は1月1日～3月31日を「第1四半期」、4月1日～6月30日を「第2四半期」、7月1日～9月30日を「第3四半期」、10月1日～12月31日を「第4四半期」とし，該当する届出対象期間を記載すること。また，初期の届出の届期は，1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人が所属する「特定技能」の許可を受けた日としてください。 「活動(就労)場所」及び「活動(業務)内容」は，出入国在留管理庁へ届出された雇用契約書(参考様式第1-4号)の内容から変更が生じた場合は「変更あり」にチェックをすること。なお，「変更あり」の場合は，併せて「特定技能雇用契約変更届出(参考様式第3-1号)」を行うこと。 「派遣先の氏名又は名称及び所在地」は，特定技能外国人を派遣先事業として業務に従事する場合は記載し，出入国在留管理庁へ届出された就業条件等書(参考様式第1-13号)の内容から変更が生じた場合は「変更あり」にチェックをすること。なお，「変更あり」の場合は，併せて「特定技能雇用契約変更届出(参考様式第3-1号)」を行うこと。 受入れ終了等については，受入れ終了届出届出中に，出入国在留管理庁へ届出された雇用契約書の内容から変更が生じた場合は「変更あり」にチェックをすること(受入れ終了の事項は「変更あり」に記さない)。 <p style="text-align: center;">本届出書作成者の署名/作成年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>注意 届出書作成済届出までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更届出を訂正し署名すること。 ※ 署名中，※のついた連絡先については，届出内容の連絡のため，連絡をさせていただく場合があります。</p>	No	氏名 国籍・地域	生年月日(性別) 在留カード番号	住所地	特定技能外国人の活動状況			派遣先の氏名又は名称及び所在地	活動(就労)場所	活動(業務)内容	活動日数	1	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	2	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	3	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	No	氏名 国籍・地域	生年月日(性別) 在留カード番号	住所地	特定技能外国人の活動状況			派遣先の氏名又は名称及び所在地	活動(就労)場所	活動(業務)内容	活動日数	4	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	5	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	6	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	<p>参考様式第3-6号</p> <p style="text-align: center;">受 入 れ ・ 活 動 状 況 に 係 る 届 出 書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号及び第3号の規定により，下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出対象期間</p> <p style="text-align: center;">年 第 四半期</p> <p>※ 「届出の対象期間」は1月1日～3月31日を「第1四半期」、4月1日～6月30日を「第2四半期」、7月1日～9月30日を「第3四半期」、10月1日～12月31日を「第4四半期」とし，該当する届出対象期間を記載すること。ただし，初回の報告の始期は1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人(以下「特定技能外国人」という。)が在留資格「特定技能」の許可を受けた日とすること。</p> <p>2 特定技能所属機関</p> <table border="1"> <tr> <td>法人番号(13桁)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定産業分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 -</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話(- -) ※</td> </tr> </table> <p>3 受入れ状況に関すること 参考様式第3-6号(別紙)のとおり。</p> <p>4 報酬に関すること (1) 特定技能外国人に対する報酬の支払状況(報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。) 参考様式第3-6号(別紙)及び別添資料のとおり。</p>	法人番号(13桁)		特定産業分野		(ふりがな) 氏名又は名称		住 所	〒 -		電話(- -) ※
No	氏名 国籍・地域	生年月日(性別) 在留カード番号	住所地					特定技能外国人の活動状況				派遣先の氏名又は名称及び所在地																																																																														
				活動(就労)場所	活動(業務)内容	活動日数																																																																																				
1	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
2	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
3	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
No	氏名 国籍・地域	生年月日(性別) 在留カード番号	住所地	特定技能外国人の活動状況			派遣先の氏名又は名称及び所在地																																																																																			
				活動(就労)場所	活動(業務)内容	活動日数																																																																																				
4	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
5	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
6	(氏名) _____ (国籍・地域)	(生年月日) 年 月 日 (性別) (□男 □女)	〒 -	□ 変更なし □ 変更あり	□ 変更なし □ 変更あり	月 日	□ 変更なし □ 変更あり																																																																																			
						月 日																																																																																				
法人番号(13桁)																																																																																										
特定産業分野																																																																																										
(ふりがな) 氏名又は名称																																																																																										
住 所	〒 -																																																																																									
	電話(- -) ※																																																																																									

- 7 社会保険の加入状況に関する事
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。
 - 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した事で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。
 - （被保険者資格取得手続が完了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が完了である理由について理由書を添付すること）
 - 健康保険及び厚生年金保険の適用外事業所であるため対象外である。
- (2) 特定技能所属機関が納付すべき社会保険料（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、特定技能所属機関自身の国民健康保険の保険料（又は保険税）及び国民年金の保険料）について、
- 納期限が到来した保険料の納付を行った。
 - 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（納付をしていない場合は、その理由について理由書を添付すること）。
- 8 税の納付状況に関する事
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人に関する税（所得税及び住民税等）の納付状況について、
- 特定技能外国人から徴収した税（所得税及び住民税等）の全てについて納付を行った。
 - 特定技能外国人から徴収した税（所得税及び住民税等）の全て又は一部の納付を行っていない（税目及びその理由について、理由書を添付すること）。
- (2) 特定技能所属機関に関する税（特定技能所属機関が法人の場合は法人税、法人住民税、個人事業主の場合は、所得税、住民税等。）の納付状況について、
- 納付すべき税について納付を行った。
 - 納付すべき税について納付を行っていない（税目及びその理由について理由書を添付すること）。
- 9 安全衛生の状況に関する事
- (1) 労働安全衛生の確保
- 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っている。
 - 労働安全衛生法の規定に反する行為を行った（詳細について理由書を添付すること）。
- (2) 届出対象期間内、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。
- 10 特定技能外国人の受入れに要した費用の額
- | | | |
|--|--|---|
| ① 1号特定技能外国人支援計画の実施に要した費用 | | 円 |
| 対象者数（届出対象期間内に受け入れていた1号特定技能外国人の総数） | | 人 |
| ② 受入れの準備に要した費用 | | 円 |
| 対象者数（届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人の総数） | | 人 |
| （内訳）1号特定技能外国人数 | | 人 |
| 2号特定技能外国人数 | | 人 |
| ※「受入れの準備に要した費用」欄については、届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関する費用に限り、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担した額について、科目を問わず計上すること。 | | |
- 11 その他の適格性に関する事
- 届出期間内において、行政機関からの指導があった場合等、特定技能所属機関の適格性に関する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

- (2) (1)の特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした日本人従業員に対する報酬の支払状況（比較対象とした日本人従業員がない場合は、特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人従業員に対する報酬の支払状況）別添の資料のとおり。

5 雇用状況に関する事

	在籍者数	新規採用者数	自発的離職者数	非自発的離職者数	行方不明者数
	（届出期間中に における雇用者 数）	（届出期間中に 新規採用した人 数）	（届出期間中に 自発的に退職し た人数）	（届出期間中に 労務法等に基づき 離職した人数）	（特定技能所属機関の 費に帰すべき事前か を問わない）
(a) 特定技能1号	人	人	人	人	人
(b) 特定技能2号	人	人	人	人	人
(c) (a)と同一の 業務に従事する日 本人従業員	人	人	人	人	人
(d) (a)と同一の業 務に従事する外国 人従業員	人	人	人	人	人
(e) (b)と同一の 業務に従事する日 本人従業員	人	人	人	人	人
(f) (b)と同一の 業務に従事する外 国人従業員	人	人	人	人	人
(g) (c)ないし(f) 以外の従業員（日 本人+外国人）	人	人	人	人	人

6 労働保険の適用状況に関する事

- (1) 雇用保険の適用について
- ① 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。
 - 雇用保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。
 - （被保険者資格取得手続が完了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が完了である理由について理由書を添付すること）
 - 雇用保険の適用外事業所であるため対象外である。
- ② 納付すべき雇用保険の保険料について、
- 納期限が到来した保険料の納付を行った。
 - 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（納付をしていない場合は、その理由について理由書を添付すること）。
 - 雇用保険の適用外事業所のため対象外である。
- (2) 労災保険の適用について
- 労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。
 - 労災保険の適用外事業所だが、それに類する民間保険への加入手続を行っている。

12 本届出に係る担当者

氏名	
役職名	
連絡先(電話番号)	(事務所) (携帯)

(注意)

- 2 欄について、特定技能所属機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。
- 3 欄及び4 欄については、参考様式第3-6号(別紙)に必要項目を記載の上、4(1)及び(2)に係る以下の事項を明らかにする資料(資金台帳等)を添付すること。
 - 届出の対象期間中に雇用していた特定技能外国人について
 - 届出の対象期間中に特定技能外国人に対して支払った月額報酬(基本給額、支給総額、割増賃金、手当額、賞与額、法定外報酬、法定引当額)
 - 届出期間内の月ごとの労働状況(労働時間、所定時間外労働時間)
 - 同等報酬について比較対象日本人従業員がいる場合は当該日本人従業員について
 - 届出の対象期間中に比較対象日本人従業員に対して支払った月額報酬(基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、法定引当額)
 - 同水準として日本人従業員がいない場合は、特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人従業員に対して支払った月額報酬(基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、法定引当額)
- 5 欄の「在籍者数」欄には、新規雇用者数を含んだ数を記載すること。
- 6 欄について、非自発的離職者が発生している場合は、労働基準法第107条に規定する労働者名簿の写しを添付すること。
- 7 欄について、行方不明者が発生している場合は、その都度、「受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)」の届出を行わなければならない。
- 8 欄(1)①及び7 欄(1)について、最終検査資格取得手続が完了した場合は、当該手続が完了した特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍又は地域、居住地、在留カード番号及び手続が完了である理由について記載した理由書(任意様式)を届出すること。
- 8 欄(1)②、7 欄(2)及び8 欄について、保険料又は他の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない報酬料の種別又は役目及び理由、特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び理由について記載した理由書(任意様式)を届出すること。
- 10 欄の「受入れの準備に要した費用」の欄は「特定技能外国人の総数」には、届出対象期間内に届出資料「特定技能」に係る上陸許可又は在留資格変更許可を受けた特定技能外国人のうち、実際に就労を開始していない者も含む。

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

電話番号 _____ *

本届出書作成者名/作成年月日 _____

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を修正し署名すること。

本書中、空のついた連絡先については、届出内容の正確のため、連絡させていただく場合があります。

106 参考様式第3-6号別紙

特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況

(新設)

特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況

参考様式第3-6号(別紙)

No.	氏名 (国籍・地域)	生年月日・性別 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)
1	氏名 (国籍・地域)	生年月日 □ 男 □ 女 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)
2	氏名 (国籍・地域)	生年月日 □ 男 □ 女 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)
3	氏名 (国籍・地域)	生年月日 □ 男 □ 女 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)
4	氏名 (国籍・地域)	生年月日 □ 男 □ 女 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)
5	氏名 (国籍・地域)	生年月日 □ 男 □ 女 (在留カード番号)	登録種別	活動 状況	活動 内容	就業 状況	就業 日数	支払 日数	基本給額及び 賃金の総額 (円)	支給総額	法定外報酬	法定内報酬	報酬に 対して 支払った 労務費 (円)

注 A) 比較対象となる日本人労働者(「日本人労働者の賃金台帳(写し等)を添付)」 B) 比較対象となる日本人労働者がいない(同一の業務に従事する従業員が雇用されていない)

(注意)

- 本欄は、届出期間中の有職者について記載し、届出期間中に受入れ終了した者については受入れ終了までの事項を記載すること。また、「就業日数」は届出の対となる該当月の前日から来日までの活動日数を記載すること。報酬については、「就業開始日」以降に支払われた額を記載すること。
- 「活動(内容)欄」及び「就業(内容)欄」は、出入国記録簿等から選定し提出した雇用関係(参考様式第3-6号)の内容が変更が生じた場合は「変更あり」にチェックすること。なお、「変更あり」の場合は、併せて「特定技能外国人の就業状況(参考様式第3-7号)」を提出すること。
- 「就業状況」欄は、就業状況(雇用関係)の欄(参考様式第3-7号)を参照すること。
- 「就業状況」欄は、就業状況(雇用関係)の欄(参考様式第3-7号)を参照すること。
- 受入れ終了者については、受入れ終了前の届出期間中に、出入国記録簿等から選定し提出した雇用関係の内容が変更が生じた場合は「変更あり」にチェックすること(受入れ終了の事業は「変更あり」にチェックしない)。
- 「最終賃金の対となる労務費」とは、最終賃金台帳に定められた最終賃金欄の算出の対象となる各賃金(手当)を併し、例えば、期間外割増賃金、賞与、臨時に支払われた給与、特別手当、退職手当・家族手当等の手当は含まれない。

No.	氏名 国籍・地域	生年月日・性別 (在留カード番号)	住居地	活動(雇用)期間(年)	活動(雇用)内容	派遣元の 指定又は 在留許可 の有無	当月 出勤 日数	基本給額及び 手当等 の総額 円	支給額 円	法定労働時間 時間	法定外労働時間 時間	労働契約 締結した 日数 (日)
16	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
17	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
18	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
19	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
110	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
111	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B
112	(氏名) (国籍・地域)	(生年月日) (性別) 年 月 日 □ 男 □ 女 AB123456789	〒 -	□ 変更 なし	□ 変更 なし	□ 変更 あり	月 日 出 月 日 出	円 円	時間 時間	時間 時間	時間 時間	□ A □ B

※ A：比較対象となる日本人労働者がいない（日本人労働者が賃金計算早し等を行う） B：比較対象となる日本人労働者がいない（同一業種に就労する従業員が賃金計算早し等を行う）
 (注) 1. 該当する記載欄が足りない場合は、適宜2枚目のシートを複製した上で採用して差し支えない。

107 参考様式第 5-11号

受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書

(新設)

受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5-11号）

参考様式第5-11号

受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書

特定技能外国人_____の受入れ困難に係る届出を行うに当たっての経緯は以下のとおりです。

1 特定技能所属機関の都合による場合の具体的な事情

2 特定技能外国人の都合による場合の具体的な事情
事由発生までの経緯、発生後の特定技能所属機関の対応、退職（自己都合退職の場合）又は解雇（重責解雇の場合）の理由

3 受入れ困難となるに至った後の対応等
特定技能外国人から退職に係る相談の有無、相談があった場合はそれに対する対応

退職後に特定技能外国人が転職する予定がある場合は転職先、転職予定年月日

特定技能外国人に転職支援を実施する場合は支援の内容

退職後に特定技能外国人が帰国を希望している場合はその理由

				<p>特定技能外国人に帰国支援を実施する場合は帰国予定年月日、航空券の手配状況 <input type="text"/></p> <p>退職後に特定技能外国人が転居する予定がある場合は転居先 <input type="text"/></p> <p>4 特定技能外国人の連絡先 特定技能外国人に連絡を取ることが可能な電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> 連絡先の名称（特定技能外国人が電話番号を保有していない場合） <input type="text"/></p> <p>5 復帰の予定 特定技能外国人が復帰予定ありとする場合、復帰予定年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>6 特定技能外国人の法的保護のための案内実施の有無 <input type="checkbox"/> 従前と同じ分野での就労を希望する場合は、ハローワーク等を利用して転職先を探すことが可能であることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 転職する場合には在留資格変更許可申請が必要であることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 住居地を変更した場合には、新住居地に移転した日から14日以内に市町村に届け出る必要があることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 在留資格変更許可又は資格外活動許可を受けることなく稼働した場合、在留資格の取消しや退去強制の対象となり得ることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 正当な理由なく特定技能外国人としての活動を行わず3か月以上在留している場合、在留資格の取消しの対象となることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 特定技能1号の在留資格で在留できる期間は許可された在留期間を通算して5年が限度であり、退職後の転職活動等を行う期間や再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国中の期間も5年に含まれることについて案内した。 <input type="checkbox"/> 特定技能雇用契約終了について、特定技能外国人本人から出入国在留管理庁への届出が必要なことについて案内した。</p> <p>上記の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関の氏名又は名称 <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">作成責任者の氏名 <input type="text"/></p> <p>(注意) 1 1欄について、「受入れ困難に係る届出書」（参考様式第3-4号）における届出の事由を「特定技能所属機関の都合」とした場合に記載すること。 2 2欄について、「受入れ困難に係る届出書」（参考様式第3-4号）における届出の事由を「特定技能外国人の都合」とした場合に記載すること。 3 3欄について、特定技能外国人自身が電話契約をしていない場合でも、連絡を取ることが可能な電話番号がある場合は当該連絡先を記載すること。 4 5欄について、特定技能外国人の退職に当たって、実施した案内がある場合はチェックすること。</p>
--	--	--	--	---